

令和4年第2回臨時会

南伊豆町議会会議録

令和4年 3月30日 開会

令和4年 3月30日 閉会

南伊豆町議会

令和4年第2回南伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（3月30日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○閉議及び閉会宣告	13
○署名議員	15

令和4年3月臨時町議会

(第1日 3月30日)

令和4年第2回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年3月30日(水)午前10時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第42号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算(第11号)

日程第 4 議第43号 令和4年度南伊豆町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	大野孝行君
町民課長	齋藤重広君	健康増進課長	山田日好君

福祉介護課長	高橋 健一 君	教育委員会 教務局長	佐藤 由紀子 君
生活環境課長	高野 克巳 君	会計管理者	佐藤 禎明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田 哲也	係	長	内藤 彰一
--------	-------	---	---	-------

開会 午前10時30分

◎開会宣告

○議長（谷 正君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより令和4年第2回南伊豆町議会臨時会を開会します。

なお、会議に先立ち、教育長が所用により欠席しておりますことをご報告いたします。

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（谷 正君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

10番議員 齋 藤 要 君

11番議員 横 嶋 隆 二 君

◎会期の決定

○議長（谷 正君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は3月30日、本日1日限りと決定しました。

◎議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） これより議案審議に入ります。

議第42号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第42号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に7,504万5,000円を追加し、予算の総額を59億8,386万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費に7,978万5,000円を追加し、民生費の児童福祉費を340万円減額するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、地方交付税を2億2,606万3,000円、国庫補助金を272万5,000円、県補助金を31万8,000円追加し、基金繰入金を831万5,000円、雑入を334万6,000円、町債を1億4,240万円減額するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第42号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に7,504万5,000円を追加し、予算の総額を59億8,386万1,000円としたいものでございます。

今回の補正予算の編成理由でございますが、主に3点ございまして、1つ目は、国の令和3年度当初予算までに予算化をされ、交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業が今3月末で終了することを受け、同交付金の交付額を確定し、充当額と他の財源額の変更を行うこと、2つ目は、同交付金が大幅に減額とならなかったため、例年を上回る決算余剰金が見込まれることから、今年度の臨時財政対策債の発行を見送る措置を取ること、そして、3つ目は、さらなる新規の基金積立てを行える事態となった場合に備え、予算枠を確保するためでございます。

したがって、従来は歳出に係ります補正項目から先に説明をさせていただいているところでございますが、歳入に係る主な補正項目から、今回は説明をさせていただきます。

予算書の14、15ページをご覧いただきたいと思います。

12款1項1目の地方交付税のうち、普通交付税には2億2,606万3,000円を増額いたしました。これは、基準財政需要額に地域デジタル社会推進費が新設されたこと、過疎対策事業債の償還金増額に伴い公債費算入分が増額となったこと及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律に基づき追加交付が行われたことなどにより、予算額に比べ大幅な増額交付となったため、計上するものでございます。

次に、16款2項1目の総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金には612万5,000円を増額いたしました。これは、同交付金の今年度交付額は2億6,703万4,000円で、この中には、令和2年度から令和3年度に繰り越して実施した事業分及び令和2年度事業として実施計画には計上したものの、令和2年度の実績見込み報告段階で事業が終了していなかったため、令和2年度分の交付対象とならなかった、いわゆる過年度収入対象分も含まれており、今回の事業完了を受け、充当額を清算した結果、令和3年度実施事業分に対する交付額は1億7,998万1,000円となり、既に1億7,385万6,000円は予算化をしていることから、その差額を増額するものでございます。

次に、16款2項2目民生費国庫補助金の子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金でございますが、340万円を減額いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する目的で、令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する者に対して給付金を給付する事業の財源として交付される補助金でございますが、対象者への給付が

おおむね終了し、必要となる事業費の見込みが立ったため、事業費の減額に合わせて、補助金についても減額をするものでございます。

次に、20款2項1目の基金繰入金のうち、ふるさと応援基金繰入金ですが、831万5,000円を減額させていただきました。これは、加納テニスコート駐車場整備工事の財源としている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、その交付額を確定し、各事業への充当額を清算した結果、当初の予定より増額の充当が可能となったため、基金繰入金を減額するものでございます。

最後に、23款1項10目の臨時財政対策債でございますが、1億4,240万円を減額いたしました。これは、さきにご説明をいたしました普通交付税の大幅な増額や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が大幅に減額とならなかったため、例年を上回る決算余剰金が見込まれることから、同債を全額減額し、今年度の発行を見送ることとするものでございます。

なお、この臨時財政対策債に対する交付税措置につきましては、過疎対策事業債のように元利償還金額の一定割合が措置されるものではなく、臨時財政対策債の発行可能額に対して措置されるため、今年度発行を見送ったとしても、後年度にわたり交付税措置が受けられることとなります。

続きまして、歳出に係ります補正項目について説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをご覧くださいと思います。

2款1項15目基金費のうち、財政調整基金に3,000万円、公共施設整備基金に5,000万円を増額いたしました。これは、5月末に翌年度繰越額が決定をいたしますが、今後の歳出不用額によっては昨年度以上の繰越額となり、さらなる新規の基金積立てを行える状況に備えて予算の枠を確保するものでございます。

最後に、6ページをご覧くださいと思います。

6ページでございますけれども、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業と子育て世帯臨時特別給付金給付事業について、繰越明許費を設定させていただきました。前者は、申請期間が令和4年9月末までであるため、後者は、令和4年3月31日までに生まれた新生児を養育する者に対して支給をされますが、出生の時期によっては、支給決定が令和4年4月以降となる場合が想定されるため、年度内に事業完了が見込めないことが計上の理由でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田議員。

○9番（漆田 修君） 9番、漆田です。

今、総務課長の説明の中で、新型コロナウイルス感染症対策振興事業、名称はちょっと私、言い間違えたかもしれませんが、これで、実は先ほど本会議の前に全員協で、例の教育委員会の1月の臨時議会で1,000万円の補正が確定されましたね。それは当然、本来物品の購入、これ金額の制限があると思うんですが、繰越明許にして、全く執行できないで翌年度に繰り越すので、繰越明許対象になるのではないかというのが第1点です。

それで、あわせて、実は加納のテニスコートの実際の運用の中身について、1点ほど担当部局にお答えいただきたいんですが、実際7月1日から施行されますね、本稼働しますね。その間、お試し期間で、実は現実に3月に入っても利用者はいると思うんですよ。実際利用している人から聞いたんですがね、二、三日前に。そうしたら、お金を払っているんですか、それは。条例では一応、町内者1,200円、半面、コート半日1,200円、それが1日通して2,400円とかと取り決めましたね、条例を。ですから、それは、一応施行後の料金体系だと思うんですが、お試し期間中は今、ゼロ円なんですか。

その2つ、取りあえずお答えいただけませんか。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 1点目の漆田議員のご質問についてでございますが、結局契約をしておきませんので、繰越しにはしていないということ、もう一点は、屋根の形状を変えたりとか、あと身障者トイレのユニットを接続することを考えておりますので、金額的にまた変更が出ますので、その辺は繰越明許とはしませんでした。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） お答えいたします。

運用についてですけれども、7月1日から料金が発生、取らせていただくことになっておりますので、現在はお試しということで無料とさせていただきます。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 分かりました。

副町長、これ、先ほど副町長が説明されました、全員協の中でね。確かに提案した議員の

道理は、非常に理路整然としているなど私は感じました。

当局の落ち度をそこで追及するというところに話をつなげるわけではありませんが、1月の補正を上げる時点で、例えば物品の購入による費用対効果の問題、あるいは改めて新設工事をした場合の、ですから、ゾーンの第2種対応の工事をするための費用の補正計上、そういったことは、その時点では念頭になかったということですね。

ということは、第2種ゾーンであるということを知っていなかったがために、物品購入で大体できるだろうという判断にあったということでしょうか。それは担当の教育委員会より、財政当局、総務関係だと思えるんですよ、その判断はね。その点はいかがでしょう。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 全員協議会の中で副町長からも説明があったと思いますが、まず費用対効果の面から見て、同時に進めている入間の観光トイレの関係では3,000万円以上かかる設計が出ていますので、それを考えると、ユニットタイプのほうが安いということで判断をしたところでありますが、屋根の形状を変えるであるとか、そういうことも出てきますので、その辺はまた考えていきますけれども、工事で建設するよりは物品のほうが安価に済むと考えてはおります。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） その辺は理論的には理解できますね。

ただ、稚拙なやり方、綱渡りのやり方など私は感じるんですよ、行政当局のやり方がね。ですから、そこは十分、国でいうと、法制局の理論的な裏づけに立証された事業の起案をということにつながると思うんですね。これは国の話なんです、それと同じだと思うんですね。

あと一点、総務課長にお聞きしたいんですが、交付税が確定して、臨財債を減少しましたね。その結果、積立金を財調と公共投資等の積立金に振り分けたということ、その辺のことは、財政の運営としては評価いたします。

その中で、実は児童福祉の関係ですね、これは当然、繰越明許になっておりますが、その歳入との関連の数字上のからくりを、ちょっと分かりやすく説明していただけないでしょうか。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 子育て世帯の臨時特別給付金の関係でしょうか、これ全額国費で

措置をされまして、一度概算払いで国費を頂いております、年度内に執行できる見込みであるもの以外は一度返還をしなければなりませんので、返還をさせていただいて、令和4年度で再度、国のほうが交付をしてもらえるということになっております。これが国のほうの事務の手續上、こういうふうにやれということを知りたくて通知されておりますので、それにのっとった対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

加畑議員。

○4番（加畑 毅君） 今の関連の質問なんですけれども、テニスコートのほうの運用に関してなんですけれども、先ほど町長のほうから説明があったように、例えば宮前のほうのところも、引き続き使わせてくれという話があったわけですね。そうすると、多分、使い勝手が変わることによって、使用者のほうは戸惑うところがあると思うんですよ。

そうすると、新しいところを使うに当たって、例えば予約のやり方とか使い方の、料金の支払い方かどうか分からないですけれども、多分その点、学校関係者とか使うときに、なるべく使いやすい方向の運用をしてもらえないかなというところの要望なんですけれども、その辺の状況が変わると、使い勝手が悪いとクレームが発生しやすいではないですか。それがないように、お試し期間が7月までであるのであれば、その間にうまく調整して、本使用の形に持っていければと思うんですけれども、その点でどういう、対策か何かというのはありますか。

○議長（谷 正君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） 私のほうからでいいですか。

お答えします。

一番初めに、大前提の部分ですけれども、宮前はもう町有施設ではないということです。それは地主さんと契約が切れて、本来であれば使わないで、解体の作業のほうに入って行くというような予定をしておりました。その中で、町長が説明をさせていただいたように、住職が自分で頼まれて教えている子供という解釈ですので、それ以外の者は全くもう使わないということです。

ですから、学校側には当然、お試しの期間の間は、宮前ではなくて、あそこはもう廃止だということですので、加納のほうのテニスコートを使わせていただくと、そういう仕分けをさ

せていただきたいということでございます。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

○4番（加畑 毅君） すみません、説明の仕方が悪かったと思います。

例として挙げたのは、もともと使っていた人が、やっぱり継続して使うと使いやすいというところもあったのかなというところがあって、町の運用から外れたところは、僕はどうかという話ではなくて、やはり使い方が変わる、場所が変わる、環境が変わるというところの戸惑いがあると思ったので、その部分の対応というのを、全く新しいところではないですか、今まで使っていなかった加納テニスコートを使えると。

せっかく買ったんだったら、やはり運用はたくさん使ってもらいたいし、観光客のこともあるんでしょうけれども、町内の人にやはり認識してもらいたいというのがあるので、なるべく予約しやすいとか、使ったときに不具合が出ないようにとか、例えば何日前までに予約しなければ駄目とか、その日に行ってもいいとか、そんなところでも何か出てくるのかなと思って、その例えとして使った話なので、今副町長の言ったところは、僕の説明が悪かったと思いますが、その点で運用で、何か対策というか、今急に言ってというのもありますけれども、何かありましたら。

○議長（谷 正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） お答えいたします。

基本的にテニスコートは、体育館ですとかグラウンドの利用と同じように予約体制は考えております。また、現在お試し期間中に、中学校のテニス部の生徒さんや町民の方も多く利用されておりますので、その利用を考えますと、スムーズに引継ぎはできるかなと思っておりますが、予約の段階で、7月からの料金発生等々の周知は進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（谷 正君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第42号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第43号 令和4年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第43号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に2,306万5,000円を追加し、予算の総額を52億2,306万5,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、教育費の学校管理費のうち、小学校管理事務に181万5,000円、南中学校管理事務に1,650万円、南伊豆東小学校管理事務に440万円などを追加するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、基金繰入金に656万5,000円、町債に1,210万円、雑入に440万円を追加するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第43号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に2,306万5,000円を追加し、予算の総額を52億2,306万5,000円としたいものでございます。

それでは、歳出に係ります主な補正項目とその財源について説明をさせていただきます。

予算書の14ページ、15ページをご覧いただきたいと思います。

9款教育費の2項1目学校管理費の小学校管理事務には、181万5,000円を増額させていただきました。これは、旧三浜小学校の揚水ポンプが老朽化により故障し、校舎及び屋内運動場で水が出ないため、施設利用に支障を来していることから、ポンプを交換するものでございます。

なお、旧三浜小学校屋内運動場は、三浜地区の避難所にも指定されているため、予算承認後は迅速な工事着手に努めてまいります。

次に、南中小学校管理事務に1,650万円を増額させていただきました。これは、南中小学校屋内運動場は町の中心部に立地し、小・中学校関連のスポーツ大会や講演会等での使用頻度が他の同施設に比べ多く、来場される方の中には身体の不自由な方もおられること、また、人口が多い南中地区の避難所に指定されており、以前より施設の利便性の向上について必要性を感じていたことから、今回、多機能トイレやスロープの設置、駐車スペースの改修等を行うことで施設のバリアフリー化を図り、本格的な大雨シーズンへの備えを行うものでございます。

最後に、南伊豆東小学校管理事務には、440万円を増額させていただきました。これは、今春、当小学校に入学が予定されている肢体がご不自由な児童が過ごす特別支援学級にはエアコンが未設置であるため、本格的な夏が到来する前にエアコンを設置するもので、機器の設置に合わせ、配線の敷設を行うものでございます。

続きまして、これらの事業に対する財源について説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、12、13ページをお願いいたします。

南中小学校屋内運動場バリアフリー化工事の財源として、公益財団法人静岡県市町村振興協会の公共施設ユニバーサルデザイン化事業助成金440万円及び過疎対策事業債1,210万円を見込み、不足額については、令和3年度繰越金が確定していないため、財政調整基金繰入金を656万5,000円計上することで財源の調整を図らせていただきました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第43号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（谷 正君） 第2回臨時会の日程が全て終了しました。

令和4年第2回南伊豆町議会臨時会は、これをもって閉会とします。

お疲れさまでございました。

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二